

世界大会代表出場者選考規程

一般財団法人 少林寺拳法連盟

(趣旨)

第1条 本規程は、一般財団法人 少林寺拳法連盟（以下「本連盟」という）が少林寺拳法世界大会（以下「世界大会」という）に代表出場者を派遣するにあたり、必要な事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟の団体会員ならびに普通個人会員（以下「会員」という）の全てに適用する。

(選考基準)

第3条 代表出場者は、世界大会の開催日より起算して一年前までに実施された、本連盟の主催する少林寺拳法全国大会（以下「全国大会」という）または世界大会代表出場者選考会（以下「選考会」という）における成績上位者より選出する。

- 2 選出する代表出場者の人数は、世界大会の要項に準じる。
- 3 選出は成績順に行う。
- 4 全国大会が代表出場者の選考会を兼ねる場合は、その旨を事前に本連盟より会員に通知する。
- 5 何らかの理由により全国大会または選考会が開催されなかった場合、または全国大会もしくは選考会における選考のみでは代表枠が埋まらなかった場合に、本連盟の主催または認可する全国規模の大会における成績上位者より選出することがある。

(適格条件)

第4条 代表出場者の適格条件は次のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有すること。
- (2) 全国大会および世界大会申込時点において、本連盟の会員であること。

(欠格条件)

第5条 代表出場者となったのち、以下の各項にあたる場合はその地位を失する。

- (1) 本規程第4条の適格条件を失効した場合
 - (2) 本連盟の会員規程に違背し、本連盟より注意・指導・処分等を受けた場合
 - (3) 世界大会出場を辞退した場合
- 2 代表出場者が世界大会の開催日より起算して1ヶ月前までに地位を失した場合は、本規程第3条に定める選考基準に基づき、次点の成績者を繰り上げて代表出場者とする

る。ただし、次点の成績者が出場を辞退、適格条件を失っている等の場合は、当該出場枠を空席のままとする。

- 3 代表出場者が世界大会の開催日より起算して1ヶ月前を過ぎて適格条件を失った場合は、当該出場枠を空席のままとする。

(経費)

第6条 代表出場者が世界大会に出場するにあたり必要となる全ての経費は、原則として本人が負担する。

(手続き)

第7条 代表出場者が世界大会に出場するにあたり必要となる事務手続きは、本連盟と会員が適切に分担して行う。

(不服申し立て)

第8条 代表出場者選考に関する不服申し立ては、申し立て者と特別の利害関係を有さない以下の三者による協議にて平和的に解決されるものとする。

(1) 理事 1名

(2) 本部審判委員 2名

(3) 申し立て者の所属する都道府県連盟・各連盟の役員 2名

(改正)

第9条 本規程は、理事会の決議を以て改正することができる。

(細則)

第10条 本規程を実行するために必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。